

福岡町芸術文化協会規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、福岡町芸術文化協会といい、その事務所を理事会の定めるところに置く。

(目的)

第2条 この会は、会員の調和ある芸術文化活動の推進を図り、それにより福岡町における芸術文化の振興と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦に関する事。
- (2) 会員の活動発表の場の提供事業及び後援。
- (3) 本会の普及・広報活動に関する事。
- (4) 他の芸術文化団体等との交流に関する事。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し加盟する団体（以下、「加盟団体」と称する）に所属するすべての個人。
 - (2) 個人会員 この会の目的に賛同し加入する個人。
 - (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し賛助する個人及び団体又は法人。
- 2** この会の会員になろうとするときは、会長にその旨を申し出て、理事会の承認を受けなければならない。

(責務及び会費)

第5条 この会の加盟団体及び会員は、この会の会務遂行に協力すると共に、理事会が定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 この会を代表し、この会の運営を総理する。
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、必要な場合はその職務を代行すると共に、各々芸能委員会と芸術委員会を総括する。
- (3) 理事長 1名 この会の企画運営に当たり、事務局を統括する。
- (4) 理事 若干名 理事会を構成しこの会の企画運営について審議すると共に、この会の運営に当たる。

(5) 監 事 2 名 この会の会計を監査し、その状況を総会に報告する。

(役員を選任)

第7条 この会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長及び監事は、正会員の中から理事会で選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 理事長は、理事の互選により選出する。
- (3) 理事は、正会員の中から芸術及び芸能委員会が選出し、会長が任命する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 3 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(総会)

第10条 総会は、年1回6月までに会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、臨時の総会を招集することができる。
- 3 総会は、加盟団体から選出された代議員及び役員をもって構成する。
- 4 総会の議長は、総会の出席代議員の中から選任する。
- 5 代議員の選定基準は、理事会において決定する。
- 6 総会は、次の事項を審議し承認権を行使する。
 - (1) 会則の変更に係る事項
 - (2) 会長、副会長、監事の任命に関する事項
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 事業計画及び収支予算
 - (5) その他、理事会が承認を付託した事項
- 7 総会は、出席代議員の過半数をもって承認と認める。

(理事会)

第11条 理事会は、次の場合に、会長が招集する。

- (1) 会長が、理事会の開催を必要と認めた場合。
 - (2) 理事の三分の一以上の開催要求があった場合。
-
- 2 理事会は、会長、副会長及び理事によって構成される。
 - 3 理事会は、構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。

(委員会)

第12条 この会の目的を達成するため、次の委員会を組織する。

- (1) 芸能委員会 芸能分野の副会長及び理事並びに各加盟団体から推薦された委員によって構成され、この会の芸能事業の実施に当たる。
- (2) 芸術委員会 芸術分野の副会長及び理事並びに各加盟団体から推薦された委員によって構成され、この会の芸術事業の実施に当たる。
- (3) 広報委員会 委員長及び委員が正会員の中から選出した委員若干名で構成され、この会の広報事業の実施に当たる。委員長は、会長が理事会の承認を得て、理事の中から選任する。

2 前項第1号及び第2号の委員会に副委員長を置く。副委員長は委員会において理事の中から選出される。

3 会長が、事業を実施するために必要と認めた場合、理事会の承認を得て、理事の中から委員長を指名し臨時の委員会を設置する事が出来る。委員長は委員を正会員の中から選出し、その事業の実施に当たる。

(会計)

第13条 この会の会計は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入よりなる。

2 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事務局)

第14条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、理事長が委嘱する事務局員若干名を置く。

附則

1. この規約は、平成14年4月 1日から施行する。
2. この規約は、平成18年4月27日から施行する。
3. この規約は、平成19年4月26日から施行する。
4. この規約は、平成27年4月23日から施行する。